

令和5年矢巾町議会定例会3月会議議事日程

令和5年2月16日(木)
午前10時 開 議

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会議期間の決定
- 第3. 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第4. 盛岡広域環境組合議会議員の選挙
- 第5. 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて
- 第6. 議案第4号 矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例の制定について
- 第7. 議案第5号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第8. 議案第6号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第9. 議案第7号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第10. 議案第8号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 第11. 議案第9号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第12. 議案第10号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第13. 議案第11号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第14. 議案第12号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について
- 第15. 議案第13号 令和5年度矢巾町一般会計予算について

- 第16. 議案第14号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第17. 議案第15号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第18. 議案第16号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第19. 議案第17号 令和5年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第20. 議案第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算について

議 案 目 次

令和5年矢巾町議会定例会3月会議

1. 盛岡広域環境組合議会議員の選挙
2. 議案第 3 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて
3. 議案第 4 号 矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例の制定について
4. 議案第 5 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 6 号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 7 号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 8 号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 9 号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 10号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 11号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
11. 議案第 12号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について
12. 議案第 13号 令和5年度矢巾町一般会計予算について
13. 議案第 14号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

14. 議案第15号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
15. 議案第16号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
16. 議案第17号 令和5年度矢巾町水道事業会計予算について
17. 議案第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算について

議案第3号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関し議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合に係る下記に掲げる事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること及び岩手県市町村総合事務組合同約を別紙のとおり変更することに関し、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

記

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務

令和5年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
盛岡広域環境組合	岩手・玉山環境組合
釜石大槌地区行政事務組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手沿岸南部広域環境組合	盛岡北部行政事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	気仙広域連合
北上地区消防組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部水道企業団	

別表第2中「矢櫃山造林一部事務組合」を「盛岡広域環境組合、矢櫃山造林一部事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号

矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例の制定について

矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例を次のように制定する。

令和5年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 町の責務並びに認知症の人等及び町民等の役割（第4条－第9条）

第3章 基本的施策（第10条－第12条）

第4章 雑則（第13条）

附則

認知症は特別なものではなく、病気と環境などによって認知機能が低下し、日常生活に支障が出てくる誰にでも起こりうる状態であり、自分自身や家族、身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。また、認知症になったとしても、生活上の支障はあるものの、その日から何もわからなくなるものでも、別の人が変わるものでもなく、認知症は私たちの長い人生の一部とも言えます。

こうしたことを踏まえて本町では、一人ひとりが日頃から認知症と向き合い、当事者として理解を深めることで、自分自身や家族、身近な人が認知症になったとしても住み慣れたところで希望を持ち、人生の最期まで心豊かに、安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指し、令和4年11月に「認知症の人にやさしいまちづくり やはば」を宣言しました。

人生100年時代を迎え、社会情勢と併せて認知症を取り巻く環境も日々変化するなか、この宣言に込めた理念をさらに発展させ、認知症の人の尊厳を保持するとともに、単に支えられる立場と考えるのではなく、まち全体で認知症を我が事として捉えた取組を展開することで、町民誰もが慣れ親しんだまちでの暮らしが、さらに希望のある豊かなものになります。

認知症の人もそうでない人も、よりよく生きていくことができるようお互いに理解して支え合い、一人ひとりが自分らしく暮らし続けることのできる「認知症とともに生きるまち」を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、認知症とともに生きるまちづくりの基本理念を定め、町の責務並びに町民、事業者、地域組織、関係機関及び認知症の人等の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本的事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症があっても希望を持ち、心豊かに安心して暮らし続けることができる認知症とともに生きるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に

定めるところによる。

- (2) 認知症の予防 認知症になるのを遅らせること又は認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。
- (3) 認知症の人等 認知症の人及びその家族をいう。
- (4) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 町内において事業を行う者又は団体をいう。
- (6) 地域組織 矢巾町コミュニティ条例（昭和55年条例第19号）第3条第1項に規定するコミュニティ組織、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他一定の区域に居住する者等により構成される団体をいう。
- (7) 関係機関 医療又は介護を提供する事業所その他認知症の人等を支援する機関（事業者及び地域組織を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 町並びに町民、事業者、地域組織及び関係機関（以下「各主体」という。）は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症とともに生きるまちづくりに取り組むものとする。

- (1) 認知症の人等の意思が尊重され、尊厳を保持し、認知症があっても誰もが人生の最期まで希望を持ち、安心して暮らし続けることができる認知症バリアフリーのまちを目指すこと。
- (2) 認知症の人等がその意思により、有する力を活かしながら、安心して安全に社会参加ができるまちを目指すこと。
- (3) 各主体が認知症に関する正しい知識及び理解を深め、それぞれの役割を認識し、相互に連携し協働で、認知症とともに生きるまちづくりを進めること。

第2章 町の責務並びに認知症の人等及び町民等の役割

（町の責務）

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、この条例の目的を実現するため、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 町は、認知症に関する施策の推進にあたっては、認知症の人等の視点及び意思を尊重するとともに、各主体と連携して取り組むものとする。

（認知症の人等の役割）

第5条 認知症の人等は、安心して暮らし続けることができるまちづくりのため、自らの希望、思い及び気づいたこと等を町又は関係機関等に発信するものとする。

2 認知症の人等は、社会の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行うものとする。

（町民の役割）

第6条 町民は、誰もが認知症になりうるものと認識し、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症とともに生きることへの理解を深めるよう努めるものとする。

2 町民は、認知症とともに生きるまちづくりを進めるため、交流、見守りその他町民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。

3 町民は、認知症の予防及び備えに努めるとともに、町、事業者、地域組織及び関係機関が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人の状態に応じて適切な対応を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境で就労が継続できるよう努めるとともに、認知症の人等の状態に応じた新たな就業機会の創出に努めるものとする。

3 事業者は、町、地域組織及び関係機関が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深め、認知症の人等の見守りその他の支援を行うとともに、認知症の予防に関する活動、認知症の人等及び地域住民が交流を図ることができる居場所づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 地域組織は、町、事業者及び関係機関が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能の向上に努め、認知症の人等に良質かつ適切なサービスが提供されるよう努めるものとする。

2 関係機関は、認知症の人等に対する相談体制を整えるよう努めるとともに、各主体と相互に連携して適切な支援を切れ目なく行うよう努めるものとする。

3 関係機関は、町、事業者及び地域組織が実施する認知症施策及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(認知症施策の基本的事項)

第10条 町は、第3条の基本理念にのっとり、この条例の目的を実現するため、次に掲げる認知症施策を実施する。

- (1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発及び学習機会確保
- (2) 町民の認知症の発症及び症状進行の予防に資する施策
- (3) 認知症の人等への相談支援
- (4) 認知症の人等の発信、外出及び社会参加支援
- (5) 成年後見制度等の権利擁護の取組の推進
- (6) 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

(7) その他町長が必要があると認める施策

2 前項の施策は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法第117条の規定による計画において定める認知症施策に関する事項と調和が保たれたものとする。

（財政上の措置）

第11条 町は、前条第1項の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（非常時の対応）

第12条 町は、災害等の発生時における認知症の人等の安全確保に資するため、各主体と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雑則

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第5号

矢巾町税条例の一部を改正する条例について

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町税条例の一部を改正する条例

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 〔略〕 2 〔略〕 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 13～18 〔略〕</p>	<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 〔略〕 2 〔略〕 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>12分の7</u>とする。 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>12分の7</u>とする。 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>12分の7</u>とする。 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。 13～18 〔略〕</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する適用区分)

第2条 この条例による改正後の矢巾町税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第6号

矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町国民健康保険条例（昭和51年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例

矢巾町国民健康保険条例（昭和51年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該出産育児一時金に3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該出産育児一時金に3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の矢巾町国民健康保険条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第7号

矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

矢巾町水道事業給水条例（平成9年矢巾町条例第36号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例

矢巾町水道事業給水条例（平成9年矢巾町条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 給水装置工事について利害関係人がある場合は、申込者は、<u>その者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 給水装置工事について利害関係人がある場合は、申込者は、<u>当該利害関係人の同意書又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を事業管理者へ提出しなければならない。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第8号

矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

矢巾町自転車駐車場条例（平成20年矢巾町条例第21号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例

矢巾町自転車駐車場条例（平成20年矢巾町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>自転車等</u> 道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第2条第1項第11号の2</u>に規定する自転車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>自転車等</u> 道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第2条第1項第10号</u>に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車又は同項第11号の3に規定する移動用小型車をいう。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第9号

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	第26条 削除
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	第13条 削除
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第11号）及び矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)
 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 [略]

ものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)
 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～5 [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。

(矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
 第2条 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年矢巾町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第6条 [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>第6条 [略]</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条</u></p>

	<p><u>において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (自動車を運行する場合の所在の確認)</p>
<p>[新設]</p> <p>第12条 [略]</p>	<p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>第12条 [略] (業務継続計画の策定等)</p>
<p>[新設]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 [略]</p>	<p><u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> (衛生管理等)</p>
<p>第13条 [略]</p>	<p>第13条 [略]</p>

<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において<u>感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において<u>感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)
- 2 この条例による改正後の矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 1 1 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 (矢巾町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 矢巾町子ども・子育て会議条例(平成25年矢巾町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、矢巾町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p>	<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、矢巾町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p>
<p>備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。</p>	

(矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年矢巾町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条 [略] 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第4条 [略] 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>

第6条 〔略〕

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 〔略〕

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 〔略〕

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第6条 〔略〕

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 〔略〕

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 〔略〕

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

（1）・（2） 〔略〕

（3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

（1）・（2） 〔略〕

（3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の

第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ [略]

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) [略]

2 [略]

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(3) [略]

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げ

第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ [略]

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) [略]

2 [略]

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(3) [略]

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学

る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日

(5)～(11) [略]

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中

校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日

(5)～(11) [略]

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に

「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、

掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)

同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 〔略〕

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 〔略〕

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、

中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 〔略〕

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 〔略〕

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受け

保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 〔略〕

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型

る必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 〔略〕

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に

保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

あつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、

を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号

盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する
条例について

盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例（平成15年矢巾町条例第16号）を廃止する条例を次のように定める。

令和5年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例を
廃止する条例

盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例（平成15年
矢巾町条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。